

## 西東京市総合戦略策定に係る有識者懇談会設置要綱

### 第1 設置

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、国が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「西東京市人口ビジョン」を勘案し、西東京市が地方創生の推進を目的に策定する「西東京市総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に関して、広く有識者からの意見を聴取するため、西東京市総合戦略策定に係る有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### 第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について協議し、市長に対し有識者の立場から意見を述べる。

- (1) 総合戦略の基本目標（以下「基本目標」という。）に関する事。
- (2) 総合戦略の施策に関する事。
- (3) 基本目標における数値目標に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事。

### 第3 組織

懇談会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる分野の関係者のうちから市長が依頼する。

- (1) 産業関係
- (2) 行政関係
- (3) 教育関係
- (4) 金融関係
- (5) 労働団体関係
- (6) 報道関係
- (7) その他市長が必要と認める者

### 第4 任期

委員の任期は、第2の規定による所掌事項が終了したときまでとする。

### 第5 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、企画部企画政策課長をもって充て、副座長は委員の中から座長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求

め、説明又は意見を聴くことができる。

#### 第7 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 懇談会の会議の傍聴者は、5人以内とする。ただし、座長が認めるときは、これを変更することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

#### 第8 庶務

懇談会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

#### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。